

日本フォレンジック看護学会 SANE-J 認定試験及び登録規程

(趣意)

第1条 この規程は、日本フォレンジック看護学会 SANE-J 認定制度規約第4～9条、第10条および第11条に基づき、日本フォレンジック看護学会 SANE-J 認定試験（以下 SANE-J 認定試験）に関わる事項を定める。

(SANE-J 認定試験受験資格)

第2条 SANE-J 認定試験受験資格は以下の2項をすべて満たすこととする。

- (1) 本学会会員歴が、受験年の4月1日において、1年以上であること。
- (2) フォレンジック看護に関わる臨床または研究歴が、受験年の4月1日において、通算3年以上であること。

(受験申請)

第3条 SANE-J 認定試験の受験申請に必要な書類は下記のものとする。

- (1) 受験申請書（様式1）
- (2) 履歴書（様式2-1、様式2-2）
- (3) 専門職の免許証（写し）
- (4) SANE 修了証と教育のカリキュラム
- (5) 受験申請料払い込みの「振替払込請求書兼受領証」（写し）
- (6) 返信用封筒
 - ・ 受験を申請する者は、受験申請料として10,000円を納付しなければならない。
 - ・ 既納の受験申請料は、いかなる理由があっても返却しない。
 - ・ 受験申請に必要な書類は指定の期日までに学会事務局へ到着するように郵送する。

(SANE-J 認定試験)

第4条 認定委員会は、SANE-J 認定試験に受験申請のあった者に対し、申請書類をもって書類審査を実施する。

- 2 SANE-J 認定試験は、SANE-J 認定試験受験資格を有し、SANE-J 認定試験受験に必要な書類を認定委員会に提出し、書類審査に合格した者に対して行う。
- 3 試験方法は、マークシート方式の多肢選択試験とする。
- 4 試験問題案の作成は、認定委員会に指名された日本フォレンジック看護学会 SANE-J 試験委員会が行い、試験問題は認定委員会が調整して決定する。
- 5 試験問題の出題範囲は、SANE-J 教育ガイドラインの内容とする。
- 6 試験日は、原則的に毎年6月または7月開催とする。

(合否判定)

第5条 試験結果に基づき認定委員会が案を作成し、日本フォレンジック看護学会理事会が合否を決定する。

- 2 合否は総得点による判定とする。

3 合格発表は、合格者の受験番号を日本フォレンジック看護学会ホームページ上に掲載して行う。

(SANE-J 登録)

第6条 SANE-J 認定試験に合格した者は、日本フォレンジック看護学会 SANE-J として登録申請を行うことができる。

2 SANE-J 登録を申請しようとする者は、下記の書類を指定の期日までに日本フォレンジック看護学会に提出しなければならない

(1) SANE-J 登録申請書(様式3)

(2) SANE-J 登録料の払い込み受領証(写し)

3 登録を申請しようとする者は、SANE-J 登録料として 20,000 円を納付しなければならない。

4 既納の SANE-J 登録料は、いかなる理由があっても返却しない。

5 SANE-J 認定登録されたものに対し、日本フォレンジック看護学会は、認定証を交付する。

(他学会の資格に基づく認定登録申請)

第7条 本学会が認定資格として有効と認めた他学会の資格(有効他資格)を有する本学会員が日本フォレンジック看護学会 SANE-J の登録を申請する際に必要な書類は下記のものとする。

(1) 履歴書(様式4)

(2) 有効他資格による SANE-J 審査申請書(様式5)

(3) 有効他資格による SANE-J 登録申請書(様式6)

(4) 専門職の免許証(写し)

(5) 認定証(有効他資格)(写し)

(6) SANE-J 登録料払い込みの「払込兼受領証」(写し)

2 認定登録に必要な書類は指定の期日までに学会事務局へ到着するように郵送する。

(実施に関する内規)

第8条 この規程の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附則

1. この規程は、2021年1月9日から施行する。